

株式会社東北建築センター

確認検査業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この確認検査業務手数料規程は、株式会社東北建築センター（以下「センター」という。）が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(確認検査業務に係る手数料)

第2条 確認検査業務に係る手数料は、別に定める確認検査業務手数料表に掲げる額とする。

(通常業務手数料及び手数料の増額)

第3条 1) 避難安全検証法、耐火・防火区画性能検証法、限界耐力計算法 エネルギー法を要するものについては、確認審査手数料に示した手数料を加算した金額とする。
2) 天空率の審査を要するものは、確認審査手数料各々に¥5,000円を加算する。

(地域割増手数料)

第4条 現場検査のため確認検査員が出張する場合は、別に定める市町村別出張料金表に該当する割増手数料を確認検査手数料に加算する。

(当機関以外から確認等を受けた直近の検査等の手数料)

第5条 当機関以外で確認（計画変更確認を含む。）を受けた直近の中間検査又は完了検査の申請を受ける場合の直近の検査手数料の額は、特例有は5,000円、特例無は10,000円を加算する。
ただし、中間検査において加算した場合は完了申請時には加算しない。
2) 当機関以外から中間検査合格証を受けた直近の検査等の申請の場合も、前項に準ずる。

(当機関以外から省エネ適合性判定通知書を交付された場合の検査等の手数料)

第6条 当機関以外で省エネ適合性判定通知書を交付された場合の完了検査の申請手数料は、床面積1,000㎡未満は10,000円、1,000㎡以上は20,000円を加算する。

(手数料等の減額等)

第7条 1) この規程の手数料は、建築基準法第6条の4第1項に規定する「型式認定建築物」又は「4号建築物」の住宅において、当センターに過去1年間において代理者、設計者、又は工事施工者のいずれかに会社名等が記載された頻度が概ね20件以上となる企業等が、当該申請物件についてもこれらの項目に係る場合、別表-1に定める特別料金を適用することができる。

ただし、適用は宮城県内に限ることとする。

2) 震災により滅失、破損した住宅に代わるものとして「新築・増築・移転又は大規模の修繕」を行う住宅の建築確認検査手数料を別表-2に定めるとおり減免する事ができる。

(附 則)

この規程は、平成19年 6月 20日より施行する。

この規程は、平成23年 4月 25日改定

この規程は、平成23年 12月 1日改定

この規程は、平成27年 3月 27日改定

この規程は、令和 2年 10月 1日改定

この規定は 令和 4年 6月 1日改定

この規定は 令和 6年 7月 1日改定

特別料金適用 確認検査業務手数料

株式会社 東北建築センター

令和6年7月1日改定

(単位：円)

床面積の合計	確認審査		中間検査		完了検査 (下段は中検無し)
	構造計算無し	構造計算有り	瑕疵保険無し	瑕疵保険有り	
30㎡ 以内	9,000	20,000	14,000	—	14,000
			—	—	17,000
30㎡ 超え 100㎡ 以内	18,000	40,000	18,000	15,000	18,000
			—	—	21,000
100㎡ 超え 200㎡ 以内	28,000	62,000	24,000	19,000	25,000
			—	—	29,000
200㎡ 超え 300㎡ 以内	36,000	80,000	32,000	27,000	35,000
			—	—	39,000
300㎡ 超え 500㎡ 以内	47,000	102,000	53,000	48,000	50,000
			—	—	60,000

上表を適用する**確認申請**、**中間検査申請**及び**完了検査申請**に係る業務手数料は、下記の全てに該当する申請物件とします。

- (1) 建築基準法第6条の4(建築物の建築に関する確認の特例)第1項に規定する「型式認定建築物」又は「4号建築物」の住宅であること。
- (2) 当センターに過去1年間において提出された確認申請書において代理者、設計者、又は工事施工者のいずれかに会社名等が記載された頻度が概ね20件以上となる企業等が、当該申請物件についてもこれらの項目に関わるものであること。

※直前の確認済証の交付を他機関で受けている場合、中間・完了検査手数料は3,000円を加算します。
(中間検査において加算した場合は完了検査時には加算しません。)

※宮城県以外は別途出張費を検査手数料に加算します。

〔特別料金を適用する理由〕

上記に該当する申請物件は、記載内容が統一的に整理されていることが多いため、総体的に確認審査・検査業務作業に要する時間を軽減できることに因ります。

確認検査申請手数料の減免について

弊社では、東日本大震災及び台風19号による被害を受けられた方の建築確認検査申請手数料を下記のとおり免除を行います。

(1) 対象 ……次の全要件を満たしたもの

1. 延べ床面積が500㎡以下の全ての住宅の新築・増改築・移転・大規模の修繕に係る確認検査手数料。
但し、主要用途が住宅であっても申請に係わる部分に住宅が含まれないものは除きます。
2. 構造計算適合性判定が必要な物件は除きます。
3. 工作物・建築設備は除きます。

(2) 必要書類

官公署が発行する「り災証明書等」の写し

※ 確認申請書の申請者と上記証明書の氏名が一致していることが必要です。

り災証明書等申請者の親族が建築確認等申請者である場合など、合理的事由がある被災案件に係る建築確認申請等申請者に対しては、り災証明書等の申請者との関係性を確認するために住民票の写し等の添付を求める場合があります。

(3) 実施期間

確 認 : 2011年4月25日 から **2025年2月28日まで申請**の分

中 間・完 了 : 中間及び完了検査に関しては2011年12月1日～**2025年2月28日までの申請分**
(但し、確認申請を当社で受付けたものに限り)

(4) 免除金額は『被害の程度』により異なりますので下記一覧をご確認ください。

床面積の合計	被害の程度	手数料の額			(中間検査を実施しない)
		確認審査	中間検査	完了検査	完了検査
30㎡	半壊に至らない被害	全額免除	料金表のとおり	料金表のとおり	料金表のとおり
	半壊以上	全額免除	全額免除	全額免除	全額免除
30㎡を超え 100㎡以内	半壊に至らない被害	全額免除	料金表のとおり	料金表のとおり	料金表のとおり
	半壊以上	全額免除	全額免除	全額免除	全額免除
100㎡を超え 200㎡以内	半壊に至らない被害	全額免除	料金表のとおり	料金表のとおり	料金表のとおり
	半壊以上	全額免除	全額免除	全額免除	全額免除
200㎡を超え 500㎡以内	半壊に至らない被害	全額免除	料金表のとおり	料金表のとおり	料金表のとおり
	半壊以上	全額免除	全額免除	全額免除	全額免除